

寄せられたご意見と回答(令和3年12月受付分)

令和3年12月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容をご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（分割給付）について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付について、なぜ大田区は分割給付なのか。 <input checked="" type="checkbox"/> 大田区では、先行給付5万円に加え、残りの5万円相当の給付についても現金給付とした。支給方法については、すでに先行給付金5万円の支給処理が進行している中で一括給付に変更することとした場合、支給が遅れることとなるため、先行給付金を速やかに支給することを優先し、分割で支給することとした。残りの5万円も速やかな支給に努める。	子育て支援課 こども医療係 電話 03-5744-1275

2 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支給対象）について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付について、対象者の所得制限を撤廃してほしい。 <input checked="" type="checkbox"/> 本給付は、国の補助金により自治体を実施するもので、児童手当制度に沿って運用される。そのため、支給対象者については児童手当（本則給付）受給者及び高校生相当の児童の保護者で所得が児童手当（本則給付）受給者と同等未満の方等とされている。 大田区としては、国の基本的考え方に則って対象となる方への確実な支給を進めている。いただいた要望は、給付金制度を所管する内閣府へ伝える。	子育て支援課 こども医療係 電話 03-5744-1275

3 回覧板について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□回覧板の回覧作業が負担であるため、希望者のみにしてほしい。大田区 LINE 公式アカウントで大田区報の情報も受信できる時代になったため、行政サービスをデジタル化し、印刷物の回覧を見直してほしい。</p> <p>■回覧板は、自治会員相互の情報交換や情報共有のために自治会が自主的に行っている活動である。今回の意見は、特別出張所を通じて自治会に伝える。</p> <p>なお、今年度、区はデジタル化の取組として、高齢者向けにスマートフォン体験講座やオンライン会議等の実践講習会、都と協働で「高齢者スマートフォン普及啓発講座」を実施している。また、自治会・町会等の団体向けには、地域活動におけるデジタル環境整備支援を行った。</p>	地域力推進課 地域力推進担当 電話 03-5744-1224